

3.8 委託業者監理に関する手引き

3.8.1 計画策定

委託業者は、事前調査、モニタリング、除染、放射線管理、仮置場等の整備、仮置場等への除去物の搬入等除染の一連の作業を対象として監理を行う。監理計画は、受注者が一連の除染作業に関して実施する「安全管理・放射線管理・環境保全」、「品質管理」、「工程管理」等の内容を確認すること、必要により指示・助言を行うことにより事故・トラブルの未然防止を図ること、および設計図書等に基づく要求品質・要求工期の確保を図ることを目的に策定するものである。

契約関係書類や設計図書に基づき、受託者に要求する、設計、工程、工期その他施工上の必要事項を事前に監理者が把握するとともに、受注者に周知徹底する。

3.8.2 仕様書作成

除染作業等の作業監理を第三者に委託する場合に以下の項目を仕様書に盛り込む。監理の一部を依頼する場合は、作業の目的・重要度・内容を十分に検討した上で依頼業務範囲を定める。

- ・法令遵守
- ・監理体制
- ・現場三役確認
- ・着工打ち合わせ
- ・リスクアセスメント
- ・監理項目
- ・定例会議・打ち合わせ並びに現場パトロール
- ・記録

(1) 受注者の法令遵守の確認

事前調査、モニタリング、除染、放射線管理、仮置場等の整備、仮置場等への除去物の搬入等、除染の一連の作業を行うにあたっては、設計および作業開始段階において各種の関連法令に従う必要がある。作業監理を行う上で関係法令を十分熟知している必要があり、その旨を記載する。

(2) 監理体制の構築

作業監理を適切に行うには、現場を直接監理する監理員を置き、シフトを考慮して各拠点数名程度で構成することが望ましい。各拠点の監理員を取りまとめる作業監理責任者を置き、横断的に現場を監理する。主に受注者（請負会社現場代理人、主任技術者）との情報のやり取りは作業監理責任者を通じて行う。その上に全体を統括する作業監理総括責任者を置く。一連の除染作業に対する監理体制の例を図 3.8-1 に、緊急連絡体制の例を図 3.8-2 に示す。

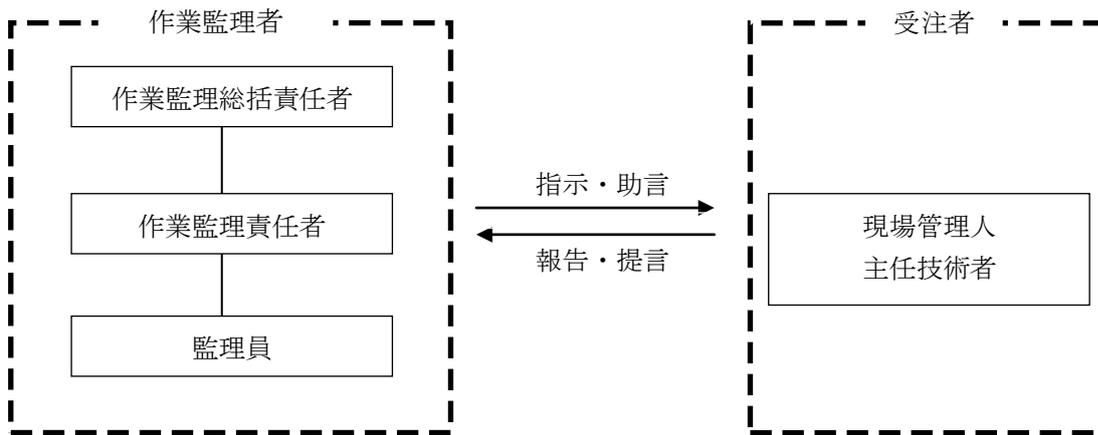


図 3.8-1 一連の除染作業に対する監理体制の例

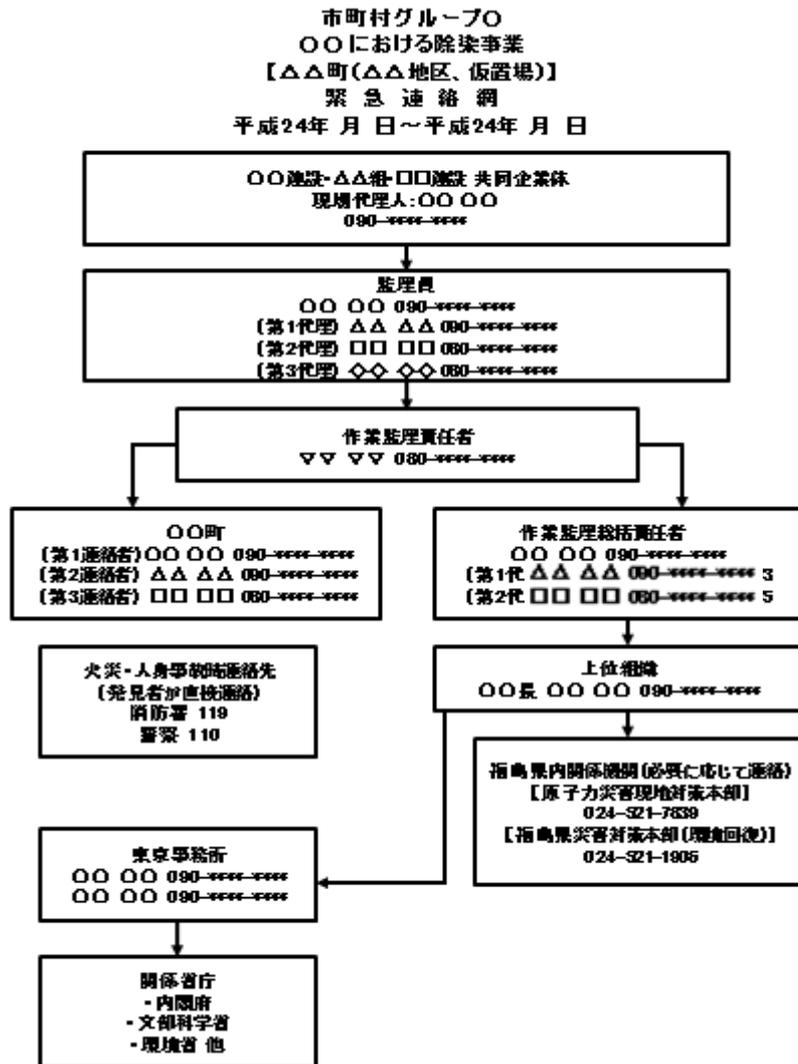


図 3.8-2 緊急連絡体制の例 (受注者⇒監理員)

(3) 現場三役の確認

作業の達成は受注者の管理能力に大きく依存することから、作業監理責任者は、現場三役（現場代理人、主任技術者、災害防止責任者）に求められる資質を十分に考慮し、現場三役の資質を審査する必要がある。審査にあたっては、現場経験等の経歴や着工後の管理状況の確認等により行う。

(4) 着工打ち合わせ

作業監理者は、作業着工前に受注者と着工打ち合わせを行い、「安全管理・放射線管理・環境保全」「品質管理」「工程管理」等に関する計画の内容確認・審査を行う。一連の除染作業に対する関係各所や必要な調整事項について、作業監理者と受注者と相互で確認を行い適切に対処する。

(5) 監理項目

監理員が監理すべき項目を以下に掲げる。

受託者と協議した事項、指示した事項、および助言した事項は書面に記録し、双方で確認する。高圧水洗浄や拭き取りなど、外観では施工状況が確認できない作業については、日報で作業予定をよく確認した上で、特に現場への臨場による監理を密に行う必要がある。

- ・ 諸手続きの確認（工事实施に必要な諸手続き、許認可等）
- ・ 作業場区画の確認
- ・ 有資格者の確認
- ・ 関係箇所との調整に関する確認
- ・ 安全対策、環境保全対策の確認
- ・ 緊急時連絡体制の確認
- ・ 施工状況の確認（現場パトロール、日報、定例会議等）
- ・ 施工図書の審査（受注者提出施工確認図書が契約書、設計図書等の仕様を満たしているか）
- ・ 検査（別途定められた設計図書等および品質管理計画書等で定められた内容の検査）
- ・ 作業監理責任者への報告
- ・ 作業完了確認
- ・ 工事中の安全確認（契約関係書類、設計図書等に基づく作業履行状況、定例会議等で定めた安全対策の実施状況の確認。TBM-KYの実施状況の確認）
- ・ 環境保全対策の確認
- ・ 悪天候対策の確認
- ・ 作業記録の確認（契約関係書類等に基づき、請負会社等に作業記録の提出を求める）

(6) 定例会議・打ち合わせ並びに現場パトロール

作業監理者は、定例会議・打ち合わせおよび現場パトロールを通じて受注者の実施する「安全管理・放射線管理・環境保全」「品質管理」「工程管理」の内容を確認するとともに、必要に応じて協議、指示、助言を行う。特に、現場打ち合わせ（毎作業日）は、除染効果をその場で確認し、その後の対応を速やかに指示できるタイミングであることが多いため、打ち合わせ時には、当日（もしくは前日）のモニタリングデータを用意し、作業状況の確認を行う事が望ましい。

(7) 記録

定例会議および打ち合わせの議事録，現場パトロール記録および指示・助言記録，現場記録写真等，並びに監理計画に基づき記録する事項は日々記録し整理する。

3.8.3 結果報告書

作業監理を通じて受託者から提出された資料や作業監理者が作成した資料，指示・協議の記録書面等に基づき，整理する。社外へ監理を依頼した場合は，監理計画および結果等について監理受注者により報告書を取りまとめ，発注者へ提出する。

3.8.4 情報管理

上記結果報告書が個人情報等公開に適さない情報を含む場合は，情報管理書類として扱い，取り扱う人を限定する，また，情報の所在場所を限定するなどにより管理する。